

地方税の基礎知識

丸 山 高 満 著

良 書 普 及 会

まる やま たか みつ
丸 山 高 満

1958年東京大学法学部卒業。

秋田県税務課長・工業開発課長，福岡県地方
課長・財政課長，自治省財務調査官・地域政
策課長・市町村税課長を経て，現在，岡山県
総務部長。

〔著書〕 地方自治行政の構図（ぎょうせい）
地方の時代と一般消費税（共著）
（第一法規）

地方税の基礎知識

定価 2,500円

昭和56年7月10日 初版第1刷印刷

昭和56年7月20日 初版第1刷発行©

著 者 丸 山 高 満

発 行 者 河 中 一 學

印 刷 者 北 島 義 俊

東京都文京区春日 1—8—2

発 行 所 良 書 普 及 会

電話 03(813)1251

振替 東京 7-6449

印刷 大日本印刷株式会社 製本 大日本製本株式会社

落丁・乱丁本はお取り替えます。

は し が き

租税は、政治・行政の要であり、租税制度およびその運用のあり方は、社会経済の様相および国民生活の態様に多大の影響を与える。その意味で、租税についての正しい認識と十分な理解が強く要請されるところである。

租税のうち、地方税は、地方自治を支える基幹であり、その種類も多く、税収も大きい。しかも地方税には国税と違った独自の原理原則が支配している。したがって、地方税について、その基本的な考え方、その機能、仕組みなどを総合的・体系的に理解することは、税務関係職員はもちろん、地方自治に関係する方々にとって、大事なことであり、有益なことではないかと思う。

本書は、このような認識の下に、地方税に係る基礎的な知識を網羅すると共に、地方税の発生から消滅にいたる過程を追って地方税法の内容と考え方を債権債務関係論の立場に立つて解説したものである。これによって、地方税制および地方税法をめぐる諸問題の総合的かつ体系的な把握が可能になると思う。

本書は、かつて「地方税のABC」として発表したものを土台とし、それに全面的に補筆改訂を加えたものである。地方税のABCは広く御愛読をいただいたが、この際絶版とすることとしたい。

本書の作成にあたって、難波尚氏（現在岡山県税務課税務主幹）ほか岡山県税務課の諸君の熱心な御協力を
いただいた。厚く御礼申し上げる。

本書が少しでも地方自治の発展のために役立てば、筆者としてこれに過ぎる喜びはない。

昭和五十六年五月

著 者 識

目次

はしがき

第1章 地方税の基礎	一
------------	---

第1節 地方税とは何か	二
-------------	---

1 地方公共団体の税金(三)	2 地方税をなぜ負担するか(四)
----------------	------------------

第2節 課税の原則	八
-----------	---

1 租税原則(ハ)	2 財政政策上の原則(ニ)	3 国民経済上の原則
-----------	---------------	------------

(三) 4 公正の原則(三)	5 税務行政上の原則(四)	6 地方税
----------------	---------------	-------

の特別原則(五)

第3節 地方税の種類	二四
------------	----

1 国税と地方税(三)	2 地方税の分類(五)
-------------	-------------

第4節 地方税の実態と機能	六
---------------	---

1 地方税の現状(三)	2 地方財政と地方税(六)	3 地方税の負担
-------------	---------------	----------

(三) 4 地方税と政策目的(四〇)

第5節 地方税の歩み	三
------------	---

1 揺籃期(四三)	2 確立期(四四)	3 シャウブ税制期(四五)	4 安
定成長期(四六)			

第2章 地方税法の基礎……………四

第一節 地方税法の意義と特色……………五

1 地方税課税の根拠(五)	2 地方税法規の法源(五)	3 地方税法の意義(五)	4 地方税法規の効力(五六)
---------------	---------------	--------------	----------------

第二節 地方税法の基礎原則……………六

1 租税法律主義と条例(五)	2 租税法律主義と命令・通達(五六)
3 永久税主義(五六)	4 地方税法の実質的基礎原則(五六)

第三節 地方税法の解釈……………七

1 地方税法解釈の基本(五)	2 地方税法上の概念の独自性(五)
3 解釈原理としての実質課税(六)	4 解釈原理としての信義誠

実・禁反言の原則(六)

第3章 地方税債権債務関係の当事者……………七

第一節 地方税債権者……………七

1 地方税債権者(七)	2 地方税賦課徴収機関(七)	3 地方税
収納機関(七)	4 地方税債権の承継(七)	5 課税権の帰属(七)

6 賦課徴収の委任(七)	7 徴収の囑託(七)
--------------	------------

第二節 地方税債務者	七
------------	---

1 納税義務者(七)	2 特別徴収義務者(七)	3 地方税債務の承継者・連帯納税義務者(七)	4 第二次納税義務者・保証人(七)	5 納税管理人(八)
------------	--------------	------------------------	-------------------	------------

第三節 地方税債権債務関係の調整者	八
-------------------	---

1 自治省(八)	2 道府県(八)	3 納税証明(八)	4 税理士(八)	5 納税貯蓄組合(八)	6 地方税のPR(八)
----------	----------	-----------	----------	-------------	-------------

第4章 地方税債権債務関係の成立	九
------------------	---

第一節 地方税債権の成立要件	九
----------------	---

1 課税要件(九)	2 課税客体(九)	3 帰属(九)	4 課税標準(九)	5 税率(一〇)
-----------	-----------	---------	-----------	----------

第二節 地方税債権の成立	一〇
--------------	----

1 地方税債権の成立と確定(一〇)	2 賦課期日(一一)
-------------------	------------

第5章 地方税債権債務関係の確定	一三
------------------	----

第一節 地方税債権債務関係確定の手續	一四
--------------------	----

1 確定の意義(一二)	2 申告納付(納入)方式(一二)	3 賦課課税
-------------	------------------	--------

方式 (二五)	4	成立と同時に確定の方式 (二六)	5	特別徴収の方法 (二七)	
---------	---	------------------	---	--------------	--

第二節 附帯債務の成立と確定	二三
----------------	----

1 附帯金 (二三)	2 延滞金 (二四)	3 加算金 (二五)	4 督促手数料 (二六)	5 滞納処分費 (二七)
------------	------------	------------	--------------	--------------

第三節 地方税債権確定のための定め	二六
-------------------	----

1 期間の計算 (二六)	2 期限の特例 (二七)	3 郵送に係る書類の提出時期の特例 (二八)	4 端数計算 (二九)	5 書類の送達 (三〇)
--------------	--------------	------------------------	-------------	--------------

第四節 地方税債権確定のための権限	三一
-------------------	----

1 質問検査権 (三一)	2 資料提出義務 (三二)	3 税務職員の守秘義務 (三三)
--------------	---------------	------------------

第6章 地方税債務の履行および消滅	三六
-------------------	----

第一節 地方税債務の履行と消滅	四〇
-----------------	----

1 履行と消滅の態様 (四〇)	2 納期限・法定納期限・法定納期限等 (四一)
-----------------	-------------------------

第二節 納付	四五
--------	----

1 納付(納入)者 (四六)	2 納付(納入)の方法 (四七)	3 納付 (四五)
----------------	------------------	-----------

	(納入) の手続 (二四四)	4 納期前納付 (二四七)	5 弁済充当 (二四八)
第三節	非課税、免税点、課税免除および減免		二四六
1	非課税、免税点 (二四六)	2 課税免除、不均一課税、一部課税 (二四七)	
3	減免 (二五二)		
第四節	課税の無効および取消し		二五三
1	課税の無効 (二五三)	2 課税の取消し (二五三)	
第五節	滞納処分金の充当および滞納処分の停止		二五四
1	滞納処分金の充当 (二五四)	2 滞納処分の停止 (二五四)	
第六節	還付金の充当および相殺		二五五
1	還付金の充当 (二五五)	2 相殺 (二五七)	
第七節	賦課権の除斥期間および徴収権の消滅時効		二五七
1	除斥期間と消滅時効 (二五七)	2 賦課権の除斥期間 (二五八)	3 徴収権の消滅時効 (二六〇)
第7章	地方税の徴収		二六三
第一節	地方税の徴収手続		二六四
1	地方税の徴収 (二六四)	2 納付 (納入) の告知 (二六四)	3 督促 (二六五)

第二節 強制徴収——滞納処分……………	一六
1 滞納処分（二六）	2
2 差押え（二六）	3
3 換価（二六）	4
4 交付要求・参加差押（二六）	5
5 配当（二七）	6
第三節 変態徴収……………	一七
1 繰上徴収（二七）	2
2 強制換価の場合の木材引取税等の徴収（二七）	3
3 期限の延長（二七）	4
4 徴収の猶予（二七）	5
5 換価の猶予（二七）	6
6 仮徴収・中間申告納付等（二七）	7
第8章 地方税債権の確保……………	一七
第一節 地方税優先権……………	一八
1 地方税優先の原則（二七）	2
2 租税相互間の調整（二七）	3
3 私債権との調整（二七）	4
4 地方税、国税、私債権の競合の調整（二七）	5
第二節 債務者の拡大……………	一八
1 拡大の態様（二八）	2
2 相続による納付（納入）義務の承継（二八）	3
3 法人の合併による納付（納入）義務の承継（二八）	4
4 連帯納税義務（二八）	5
5 第二次納税義務（二八）	6
第三節 地方税債権の対外的効力……………	一九
1 対外的効力（二八）	2
2 債権者代位権（二八）	3
3 詐害行為取消権……………	二〇

(六)

第四節 地方税の担保	一九
------------	----

第五節 地方税保全措置	一九
-------------	----

1 保全措置 (一六)	2 保全差押 (一七)	3 繰上保全差押 (一八)
4 保全担保 (一四)		

第9章 地方税の還付	一九
------------	----

1 地方税法の規定による特別の還付 (一六)	2 過誤納金の還付 (一七)
3 予納額の還付の特例 (一九)	4 還付加算金 (一九)
	5 供託 (一九)

第10章 不服審査および訴訟	二〇
----------------	----

第一節 地方税救済制度	二〇
-------------	----

第二節 不服審査	二〇
----------	----

1 不服審査法による不服審査 (二〇)	2 地方税法による不服審査の特則 (二〇)
則 (二〇)	

第三節 訴訟——税務訴訟	二〇
--------------	----

1 行政事件訴訟の概要 (二〇)	2 地方税法による税務訴訟の特則 (二〇)
------------------	-----------------------

目	次
第四節	住民監査請求および訴訟……………二二
第11章	行政刑罰および犯則取締……………二五

第一節	行政罰と行政刑罰……………二六
-----	-----------------

1	行政罰（三六）	2	行政刑罰（三六）
---	---------	---	----------

第二節	犯則取締……………二七
-----	-------------

1	犯則事件（三七）	2	犯則事件の調査（三〇）	3	犯則事件の処理（三〇）
---	----------	---	-------------	---	-------------

補論	大型間接税と地方税財政の抜本改革……………三三
----	-------------------------

1	大型間接税創設の課題（三四）	2	一般消費税の概要（三五）
3	一般消費税の国・地方間の配分（三四）	4	地方消費税の概要（三四）
5	消費課税制度導入の意義（三五）		

〔付録〕	A	地方税の主な課税要件一覧……………三六
------	---	---------------------

〔付録〕	B	一般消費税大綱……………三六
------	---	----------------

〔付録〕	C	主な参考文献……………三六
------	---	---------------

第1章 地方税の基礎

第一節 地方税とは何か

1 地方公共団体の税金

東京は銀座ソニービルの前に立って道行くOLに物を尋ねてみよう。

「あなたはどんな税金を払っていますか」と質問すれば、さつきボーイフレンドと飲んだコーヒーに入れた砂糖や、今しがた溜息と共に夢みて眺めたダイヤの指輪に税金がかかっているとは答えられなくても、毎月お給料から差し引かれている税金のことぐらいは思い出すであろう。しかし、その天引された税金が所得税なのか、住民税なのかは知らないのが普通であろうし、まして、所得税が国税で、住民税が地方税という分類まで答を要求したら美しい眉をひそめられるのがオチである。もっとも最近は税務相談も女性の方が熱心だといわれるので、スラスラと正解をいわれるかもしれない。給与支払の事務をしているお嬢さんと話をしていたら、「住民税の現年課税は実現するのですか」と聞かれてびっくりしたことがある。こういう勉強熱心なお嬢さんから納税相談を受けたら、ベテラン税務職員でも応待に汗をかくかもしれない。

しかし、このお嬢さんに、もし、「地方税とは何か」と質問したら正確に答えてくれるだろうか。

税金そして地方税は、われわれの日常生活とは切っても切れない深い関係をもっており、誰でも税金が安くなることに関心を持っているが、さてあらためて、「地方税とは何か」ときかされると、まとまった定義を下すことはむずかしい。

法律をみても、「道府県税又は市町村税をいう」（地方税法（以下「法」という）一条一項四号）としか書いていない。

つまり、地方公共団体の税金を地方税ということになり、その中味は解らない。結局学者の意見を聞くほかはない。学者の定義を拝借すれば、「地方税とは、地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、地方公共団体の経費に充てるための財力調達の方法をもって、その課税権に基づき、法律の定める課税要件に該当するすべての者に対し、一般の標準により、均等に一般住民に賦課する金銭給付である。」(田中二郎「租税法」一頁参照)ということになる。これをもう少し詳しく分析して説明しよう。

第一に、地方税は、地方公共団体が統治権の主体として有する課税権に基づいて課する権力的課徴金である。地方税を賦課徴収できる地方公共団体は、道府県および市町村(地方税法上「地方団体」という。法一条一項一号)、都および特別区(都には道府県、特別区には市町村に関する地方税法の規定が準用される。法一条二項)ならびに全部事務組合(法一条四項)にかざられている。

この地方公共団体の徴収するものなかには、寄附金や公有財産の払下収入や事業収入のようないわば契約的収入もあるが、これらの収入はそれぞれ提供者の自由意思によって支払われるか、提供者と地方公共団体との間の契約に基づいて支払われる。これに対して、地方税は提供者である納税義務者の承諾といった意思表示を必要としないで、地方公共団体の一方的な意思表示に基づいて、強制的に徴収されるものである。ここに、地方税が他の収入と根本的に異なる特徴があるといえる。

第二に、地方税は、特別の給付に対する反対給付の性質をもたず、一般の住民から一方的に徴収するものである。地方公共団体が財政権によって徴収する収入のなかには、手数料や使用料や受益者分担金などがあるが、これらは、たとえば、戸籍謄本や印鑑証明をもらった人とか、県立高校に入学した人とか、所有地のそばの道路を改修してもらった人とか、地方公共団体から特別の利益を受けた特定の人からだけ徴収するもので、地方税ではない。地方税

は、一般の人や法人からその経済力や地方団体の行政サービスとの一般的な応益関係に應じて徴収するものである。第三に、地方税は、地方公共団体の一般的経費を支払う目的で徴収するものである。したがって、他の目的のためにする作用に付随して生ずる収入、例えば、地方公共団体の課する過料などの収入は地方税ではない。しかし、地方税のなかには、特定の経費を支払うことを目的とする目的税がある。地方財政においては、徴収される地方税と、それによつてまかなわれるサービスとの関連が、わりあい明らかに明らかであるという長所があるため特定の経費の財源を確保するねらいで採用されている。道路財源としての軽油引取税、身のまわりの公共施設整備財源としての宅地開発税などがその例である。

第四に、地方税は金銭給付である。昔は金銭以外の物品または労役などが地方税の機能を果たしたことがあったが、貨幣経済が確立するとともに金銭（貨幣、小切手、預金）をもつて納付させるようになっていく。国債という現物で納付することもできるようになっているが、これは、納税者の便益を考慮し、金銭給付に代え、その物の金銭的価額を納付するもので、物それ自体を納付するわけではない。

2 地方税をなぜ負担するか

勉強家のお嬢さんは、地方税が特定の反対給付を伴わない課徴金であるということとは解つても、一体、市民は、どうして、このような地方税を払わなければならないのかと疑問に思うであろう。租税の根拠といわれる問題である。

税金の起源は明らかではないが、おそらく人類の発祥と一致するであろうといわれる。巨大なピラミッドの建設や平城京の造営のためには、多数の人間が使役され、莫大な石材や木材が運ばれたであろう。この人間の食料や石